

第10次第1回横浜市消費生活審議会会議録	
日 時	平成26年12月4日(木) 14時~15時20分
開 催 場 所	関内中央ビル5階特別会議室
出 席 者	伊藤委員、上田委員、榎本委員、大岡委員、佐々木委員、鈴木和子委員、鈴木隆委員、鈴木義仁委員、醍醐委員、多賀谷委員、田中委員、松葉口委員、村委員
欠 席 者	大澤委員、岡田委員、作間委員
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 会長・副会長の選出について 2 第10次審議会の運営について
決 定 事 項	1 会長は鈴木義仁委員、副会長は村委員とする。 2(1) 第10次第1回審議会の会議録確認者は伊藤委員及び上田委員とする。 (2) 審議テーマを「地域における高齢者の見守りの在り方について」とする。 (3) 消費者被害救済部会、消費者団体等協働促進事業審査評価部会、施策検討部会、公募委員選考部会、消費者教育推進地域協議部会を設置する。 (4) 部会の所属は下記の通りとする。 ア 消費者被害救済部会 大澤委員、田中委員、上田委員及び醍醐委員 イ 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 作間委員、上田委員、大岡委員及び鈴木隆委員 ウ 施策検討部会 鈴木義仁委員、村委員、多賀谷委員、伊藤委員及び榎本委員 エ 公募委員選考部会 田中委員、鈴木和子委員及び醍醐委員 オ 消費者教育推進地域協議部会 松葉口委員、鈴木和子委員、佐々木委員及び岡田委員
議 事	開会 会長・部会長選出までの間、事務局で議事進行することの確認 会議成立の定足数の確認 審議会の公開と会議録の公表の確認 市民経済労働部長あいさつ 資料1頁「第10次横浜市消費生活審議会委員名簿」の順に委員を紹介 議題1 会長・副会長の選出について 事務局 横浜市消費生活条例第10条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を各1名置き、会長が審議会の議長になることを説明。 松葉口委員

長く委員をされている鈴木義仁委員がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ただ今、第9次の審議会の報告書の総括に関わられ、副会長も務められた鈴木義仁委員に対する御推薦がありました。いかがでございましょうか。

委員全員

異議なし。

鈴木義仁委員

はい。本来はもっと適任の方もいらっしゃるかと思いますが、副会長を前回務めて参りましたので、承知いたしました。

事務局

続きましては、副会長についてはいかがでしょうか。

鈴木義仁委員

村委員にお引き受け頂きたいと考えております。

事務局

村委員は、国及び他都市の消費者行政の動向にも明るい方でいらっしゃいます。

村委員、いかがでしょうか。

村委員

はじめて横浜市の委員を務めさせて頂くので、適任かはわかりませんが、せつかくの御推薦ですので、お引き受けさせて頂きます。よろしく願いいたします。

事務局

いかがでしょうか。

委員全員

異議なし。

事務局

それでは、鈴木義仁委員、村委員にお引き受け頂くということで、ありがとうございます。

会長及び副会長は、席の移動をお願いいたします。議事進行を会長、副会長に引き継ぎますので、よろしくお願いいたします。

会長（鈴木義仁委員）

皆様よろしくお願いいたします。会長になるつもりはありませんでしたが、角田先生が会長をされていた際には、副会長を務めておりましたので、是非今後ともご協力よろしくお願いいたします。

議題2 第10次審議会の運営について

会長（鈴木義仁委員）

では、第10次審議会についてですけれども、消費生活審議会については皆様も御承知の通り、消費生活に関する重要な事項の審理や消費者被害の救済のためのあっせん・

調停を行っていくものとなっております。

資料2頁をご覧ください。第9次の審議会では「新たな視点での消費者教育について」というテーマで報告させて頂いたところです。

第10次につきましても、消費生活審議会でテーマを設定し、それに関する報告書を提出することを考えております。

消費者安全法の改正に対応した、「地域における高齢者の見守りの在り方について」というテーマをご提案させて頂きたいと考えております。

資料3頁に第9次の委員の皆様からのアンケートの御回答の抜粋がございます。ここでは、皆様、消費者教育に関するテーマに言及されておりますが、消費者教育については、今後、消費者教育推進計画を横浜市が具体的に定めていきますので、むしろそちらにおいて、議論をしていくこととなります。また、消費者教育については、後程部会の説明とも絡んできますが、消費者教育推進地域協議部会を新たに設置することをご提案させて頂きたいと考えておりますので、審議会としては、消費者教育というテーマを設定しないことを考えております。

高齢者の消費者被害はとても多いのです。警察庁が把握している特殊詐欺でも何百億円という被害があります。警察庁が把握しているのは、刑事事件として成り立ったものですので、詐欺まがいのものを含めると相当な数に上ると考えられます。

また一人暮らしの高齢者も増えているので、なかなか被害に遭っても気づかない高齢者がたくさんいると考えられます。お子さんが遠くに住まれていると、気づいた時には煮え湯を飲まされていたこともあります。

そこで、地域における高齢者の見守りの在り方について御提案をさせて頂きたいと考えております。

これはもちろん、これから審議をさせて頂きます。いかがでございましょうか。

副会長（村委員）

はじめて横浜市の仕事をさせて頂くので、横浜市のことがよく分からないのですが、横浜市の住民のうち高齢者の占める割合はどのくらいなのでしょう。

事務局

全国では約25パーセントと言われていますが、本市では少し低く、約22パーセントとなっております。

しかし、区によっては、約26パーセントという地域もございます。どんどんこれからも増えていくことは変わりません。

会長（鈴木義仁委員）

何かご質問等ございますでしょうか。

第10次の審議会のテーマとして「地域における高齢者の見守りの在り方について」というテーマでよろしいでしょうか。

特になければ、決めさせて頂いてよろしいですか。

では、第10次の審議会のテーマは、「地域における高齢者の見守りの在り方について」とさせて頂きます。

従来から、長く委員の方は御承知と思いますが、横浜市の審議会では部会を設けておりまして、部会におきまして、具体的な審議を機動的に行っております。

前回までは4つの部会がございましたが、今回は5つの部会を設置して御審議頂きたいと考えております。

新任の方もいらっしゃいますし、消費者教育推進地域協議部会を新たに設置することをご提案させていただきますので、部会について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料4頁及び5頁の説明)

会長 (鈴木義仁委員)

新しくなられた委員の方もいらっしゃいますので、私から御質問させていただきます。

被害救済部会で一番最後に付託されたのは、いつでしょうか。

事務局

平成16年です。

会長 (鈴木義仁委員)

10年くらい付託案件がないのですね。

副会長 (村委員)

ちょっといいですか。消費者被害で消費生活センターで解決できない深刻なものが増えている状況にあるにもかかわらず、10年間付託がなかったのはなぜなのか、その理由をお教え頂きたいです。

事務局

この手続きが、当事者の任意の出席により行われるものであるからです。つまり、紛争が解決困難となった場合に、任意で出席し続けることが想定しがたいということに理由があるとも考えられます。

副会長 (村委員)

東京都でも、区や市のレベルで被害救済の仕組みを設けているところがありますが、付託が1件もありません。どうしてなのかというと、要するに広域被害になってしまうのです。住民は多摩市に住んでおり、被害は新宿区で起こり、事業者は栃木県等にいる場合、広域にまたがっているため、このようなものは市や区がやるのは馴染まないということがございます。そこで、市や区の被害救済の仕組みをどのように位置付けていくのかという点について、検討を要するという議論が東京都の区や市ではございます。そこには、他の区や市との連携の取り方の考え方もございます。

横浜市は、東京都とは異なるのでしょうか。

事務局

横浜市は、東京都とは若干事情が異なります。東京都は各区が消費生活センターを設けておりますが、横浜市には各区にはありません。センターは上大岡に一つしかございません。そういう意味では、各区をまたがるという点については、異なります。ただ、横浜市と神奈川県の関係は同様の問題がございます。

東京都の知見を教えて頂きながら、横浜市の消費者被害救済制度の在り方を考える必

要があるかもしれません。

会長（鈴木義仁委員）

神奈川県では、消費者被害救済委員会があるのですが、年間1件か2件となっています。

消費者被害救済委員会について、他に御質問はございますでしょうか。

それでは、続きまして、消費者団体等協働促進事業審査評価部会について事務局から御説明をお願いします。

事務局

（資料6頁の説明）

会長（鈴木義仁委員）

今の説明について御質問はございますか。

副会長（村委員）

横浜市において、消費者団体は全部で何団体くらいあるのでしょうか。

事務局

横浜市と一緒に何か事業を行うものは10を切っております。

副会長（村委員）

横浜市は、そのような消費者団体の活動を把握されているのでしょうか。

事務局

把握しております。

会長（鈴木義仁委員）

御質問等ございますか。よろしいですか。

続いては、施策検討部会です。施策検討部会は第7次審議会から設置されており、横浜市における消費者政策について審議をして頂く部会となっております。施策検討部会については、事務局から御説明をお願いします。

事務局

（資料8頁の説明及び第9次審議会報告書の説明）

第10次審議会では、施策検討部会の審議の結果を、他の部会の委員にも御確認して頂いた上で、市長に「報告」していくことになります。

会長（鈴木義仁委員）

施策検討部会について御意見御質問等ございますか。

よろしいですか

委員全員

異議なし

会長（鈴木義仁委員）

それでは、公募委員選考部会について事務局から御説明をお願いします。

事務局

（資料9頁の説明）

会長（鈴木義仁委員）

第10次では、市民委員の方には施策検討部会にお入り頂いて、審議会のテーマである「地域における高齢者の見守りの在り方について」議論を頂きたいと考えております。

これから公募を行うわけですが、テーマに則した方に応募して頂きたいと考えておりますので、公募の市民委員の方については、施策検討部会のメンバーとなられるのが一番よろしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

この部会で、市民の意見を反映しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。公募委員選考部会は特によろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

会長（鈴木義仁委員）

今回、新しく設置を考えております、消費者教育推進地域協議部会についてですが、これは消費者教育の推進に関する法律が施行されまして、消費者教育推進地域協議会を設置することとなっております。横浜市では、部会としてその地域協議会の役割を果たす仕組みを考案しております。詳細は、事務局からお願いします。

事務局

こちらの部会は、消費者教育の推進に関する法律第20条第1項の「消費者教育推進地域協議会」として設置させて頂きたいと考えております。

消費経済課で、この協議会の設置の位置付けについて検討をして参りました経過を申し上げます。従前は、消費者教育推進法第20条第2項第1号の「構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと」という役割を重視し、附属機関として設置する予定ではありませんでした。

しかし、消費者教育推進法第20条第2項第2号は、同協議会の役割を「消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること」と規定しています。このように、横浜市の作成する消費者教育推進計画に対して合議体としての御意見を述べるためには、附属機関として設置する必要があります。

そこで、審議会の部会として設置することをご提案させていただきます。

この部会の役割は、主に本市が作成する消費者教育推進計画について御意見を頂いたり、消費者教育について情報の交換を行って頂くことにあります。

お手数ですが、資料10頁をご覧ください。メンバーとしましては、審議会委員の他、第9次審議会の報告書で国際性や高齢者への対応をするべきだとの御意見を頂きましたので、横浜市国際交流協会、横浜市老人クラブ連合会、横浜市社会福祉協議会及び横浜市消費生活総合センター所長を考えております。

これらのメンバーにつきましては、消費者教育について議論するために、臨時的に部会のメンバーとなって頂きたいと考えております。これには、横浜市消費生活条例第12条第1項に規定されている専門委員制度を用いることを検討しています。

また、現場の状況を検討するために、行政側の関係者として、横浜市教育委員会事務局の課長及び区役所の地域振興課長が同席する予定でございます。

本部会で消費者教育推進計画に対する御意見を頂くことを検討しております。以上で

す。

会長（鈴木義仁委員）

今回新しく設置される部会ですし、消費者教育の推進に関する法律に基づく地域協議会として設置される点で他の部会と違いますが、何かご意見はございますでしょうか。

副会長（村委員）

情報交換を目的とする部会ですか。

事務局

情報交換も目的としております、加えて、消費者教育推進計画に対するご意見を頂くことも目的としております。

副会長（村委員）

そうすると資料10頁の参考のところに推進法の条文がありますので、そこに市町村の区域における消費者教育を推進するため、とありますので、市が消費者教育を推進するにあたって、意見を出すという位置付けでしょうか。

事務局

はい。そのようになっております。具体的な消費者教育の例が出ると良いと考えております。

副会長（村委員）

消費者教育を実践していくにあたって、消費者教育推進地域協議部会には、協力して頂くパイプのような役割もあるのでしょうか。

事務局

あると思います。いろいろな意見交換によって事業の組み合わせができるでしょうし、相乗効果を狙っていきたいと考えております。

会長（鈴木義仁委員）

他にはいかがですか。

松葉口委員

メインは、横浜市の作成する消費者教育推進計画を固めていくためのアイデアを出すということによろしいのでしょうか。

事務局

まずは、計画ができておりませんので、協議会が設置された場合に、意見を聞くこととなっております。そういう意味で、最初は松葉口委員のおっしゃったようになります。

しかし、永続的に設置していく組織ですので、将来的に消費者教育の担い手にかかわる議論を行っていくことになると思います。

松葉口委員

推進計画を形作るときに、報告が出てくると思うのですが、提出する目途はあるのでしょうか。

事務局

現在、第9次の報告書をもとに、あり方素案を作っております。

計画の原案と、それに伴う行動計画を当初は別々に出すことを考えておりましたが、

現在は、これらを合わせたものとして、来月早々に案を出したいと考えています。

松葉口委員

具体的なスケジュールについては、まだでしょうか。

事務局

スケジュールにつきましては、最後に御説明を差し上げます。

松葉口委員

もう一点よろしいですか。

専門委員ですが、よく考えて下さってるなと思うのですが、例えばまたその話し合いの中で、必要な方を入れることは可能でしょうか。

事務局

はい。

会長（鈴木義仁委員）

他に御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

部会で審議して頂いて、市長に意見をすることになっておりますが、よろしいでしょうか。

副会長（村委員）

消費者教育推進計画について部会で議論してまとめた上で、審議会でオーソライズの手続きをするのでしょうか。

事務局

各審議会の委員の方に資料等をお送りし、御意見を頂いて、まとめるという方法をとる予定です。

プロセスについては、やり方は種々あると思いますが、部会ではなく審議会の報告として行います。

会長（鈴木義仁委員）

一回一回審議会本体を開くわけではないという趣旨です。

それでは、部会の委員の選出に移ります。

横浜市消費生活条例11条に基づき、会長が部会委員を指名することとなっているので、資料11頁の通り御指名させていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、資料11頁の通り部会委員を御指名させていただきます。

その他

事務局

それでは、今後の流れについて御説明を申し上げます。

消費者教育推進計画につきましては、消費者教育推進地域協議部会で御意見を頂き、計画案としてまとめたものを審議会の各委員にお送りし、御意見を頂くほか、広く市民に意見募集もかけて参りまして、横浜市消費者教育推進計画として策定して参ります。

また、本日、本会議終了後、公募委員選考部会を開催し、審議をして頂く予定でございます。

過去のテーマにつきましては、資料12頁を後程ご覧ください。

会長（鈴木義仁委員）

次に、消費生活相談の現状について、消費生活係長から御説明をお願いします。

事務局

資料13頁～資料18頁の説明

会長（鈴木義仁委員）

御質問等ございますか。

副会長（村委員）

国民生活センターからの情報では、美容医療の被害が大変に増えているとのことですが、これは、記者発表資料ではどこにカウントされているのでしょうか。

事務局

全国統一でPIOネットというデータベースがありまして、国民生活センターはそのデータベースの分類からいくつかピックアップして美容医療としてまとめていると考えられます。他方、記者発表資料ではPIOネットの分類に対応しているので、国民生活センターの美容医療という言葉では、記者発表資料には反映されていないと考えられます。後程確認させていただきます。

副会長（村委員）

補足で申し上げますと、エステサービスと美容医療は、きれいになりたいという消費者ニーズからすると、共通項になります。消費者はこれらを区別していません。

ただ、法律のレベルでいうと、美容医療は、医師法等で厚生労働省が規制をしているものになります。他方、エステは、特定継続的役務提供として特定商取引法という取引に関するルールはありますが、それ以外に規制が何らないのです。そこで、エステでは問題が色々起こっています。ただ、美容医療の場合には、自由診療ですので、保険診療の場合の厚生労働省の縛りが全然効かないのです。保険診療に対して監督をするということで不祥事が起こりにくくしていることが、美容医療ではそうではないということがあります。

また、技術レベルで、ものすごく新しいものが入ってくるので、安全性の保証がない。

そこで、エステと美容医療は法律レベルでは全く違う。だから、相談を受けるときには、峻別して、それぞれどのようなことが問題となっているかということをきちんと相談分類に反映をさせないと、立法政策を検討するときに全く役に立ちません。

だから、私は、国民生活センターがどこまで整理をして分類しているかが分からないので何とも言えないのですけれども、せっかくですので、横浜市のセンターではどの程度まで聞き取りの時に整理しているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局

承知いたしました。

会長（鈴木義仁委員）

他に御質問等ございますか。

副会長（村委員）

記者発表資料で整理をしていただいて、よくわかるのですが、取引方法での分類はありませんよね。

取引方法による分類がない理由は何かありますか。

事務局

取引方法は、事業概要において整理しています。記者発表では、ボリュームがたくさんありますので、内容を絞って掲載しております。

副会長（村委員）

余計なことかもしれませんが、今回検討するのが高齢者に対する被害ですので、どういう売り方による被害が高齢者に多いのかということが、きっととても大事になると思うんです。だから、具体的な審議が部会で始まる時には、高齢者の場合には、どういう取引類型が多いのかということが分かると、より議論がしやすくなると思います。

事務局

施策検討部会がはじまったときに、どういった資料が必要かということをお示し頂ければと思います。

会長（鈴木義仁委員）

他にいかがですか。公社債が急にベストテンに入ってきたのは、従来のファンド型取引が変わって、業者が公社債を使うことが増えたということですか。

事務局

平成25年度の消費生活相談を見ますと、確かにファンド型取引が入っておりまして、今年度では、それが入っておりませんので、数字としては、そのようになります。

副会長（村委員）

今の関係ですけれども、公社債、60歳とか70歳以上では上位になっていますけれども、最近の新聞報道を見ると、高齢者に電話で社債を買いませんかと勧誘してきたけれども、消費者庁とか金融庁とか警察等で調べたら実体がありませんでしたということで、詐欺で捕まったというケースがあるようです。こういうケースであっても、勧誘のところで社債ですといったら、この公社債にカウントするのですか。

事務局

そうです。

副会長（村委員）

そうすると、詐欺的金融商品の勧誘の仕方が、公社債といえば、公社債にカウントされ、未公開株と言えは未公開株とカウントされるのですね。そういう機械的なものなのですね。とすると、この分類自体は意味がないのですね。

事務局

分類がどのようになされるかというところですが、相談員が電話をとって、その電話が終わった後に、10分程度時間をとって、データベースに入力していく。その過程で項目を機械的に選択していくものですので、そのように分類されております。

	<p>会長（鈴木義仁委員）</p> <p>本来は、16頁の表記だと、劇場型勧誘というのがおそらく詐欺ですよ。そうすると、他の商品を含めて、劇場型勧誘として集計しているということですね。</p> <p>副会長（村委員）</p> <p>要するに、劇場型勧誘のネタ違いということなのかもしれないですね。あともう一つだけ、ちょっと教えて頂ければと思います。</p> <p>例えば、20歳代の5位で、携帯電話サービスがありますよね。40歳代のところでは4位だということですが、ここでいう携帯電話サービスというのは、携帯電話のみですか、スマホも含むのですか。</p> <p>事務局</p> <p>含みます。携帯電話サービスは基本的に料金の話です。2年縛りでディスカウントが効く場合に、途中で解約して解約金の問題が生じたりする場合は典型例です。</p> <p>会長（鈴木義仁委員）</p> <p>あとはよろしいですか。では、特にないようでしたら、今後の日程等をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>先ほどもお話いたしました、今後のスケジュールとして日程を仮置きいたしました。</p> <p>日程調整につきましては、後日御連絡を差し上げます。</p> <p>会長（鈴木義仁委員）</p> <p>何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、第10次第1回の消費生活審議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事次第 2 資料（全19頁） 3 横浜市消費生活総合センターのリーフレット 4 横浜市消費生活条例関係規程集